平成２７年（フ）第１０５４号
福岡市早良区西新１丁目５番20号、前住所福岡市中央区地行１丁目10番８号
破産者　上野　直哉
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８号
愛知県碧南市半崎町３丁目23番地、前住所愛知県高浜市二池町４丁目１番地62
破産者　水上　　寿
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
愛知県碧南市半崎町３丁目23番地、前住所愛知県高浜市二池町４丁目１番地62
破産者　水上はつみ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地８
破産者　杉浦　正弘
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
福島市松山町81－４、申立時及び住民票上の住所広島市東区馬木４丁目2054番地１　レオパレス104
破産者　大澤　基市
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
高知県宿毛市藻津1161番地15
破産者　弘瀬　　徹
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１３号
高知県宿毛市藻津1161番地15
破産者　弘瀬亜矢美
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１４号
高知県宿毛市藻津1161番地15
破産者　中平やよひ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５５号
高知県土佐清水市浦尻３番15号
破産者　上原　洋三
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６８号
高知県宿毛市平田町戸内4772番地１
破産者　谷　美穂子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１２７３号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子５丁目５番18号
破産者　稗田　光広
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年１月28日午前10時
平成27年11月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５８５号
福岡市東区香椎浜２丁目６番４－604号
破産者　金川　敏明
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年１月21日午前11時
平成27年11月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７号
長野県松本市野溝木工２丁目２番35号　グランデージ2235　102号、開始決定時の住所長野県松本市大字笹賀5087番地210
破産者　伴在　一広
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年２月29日午前11時
平成27年11月30日　長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３０２０号
大阪府東大阪市横枕南５番３号
清算株式会社　株式会社テクノ・ハウテックス
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第２号
島根県大田市温泉津町井田イ945番地２
清算株式会社　株式会社森崎窯業
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所出雲支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１００１号
山形県南陽市赤湯443番地の５
清算株式会社　株式会社ルーク
代表清算人　須藤　清市
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　基準債権額の定義
別紙「配当表」債権額欄記載の金額を基準債権額とする。
3　協定債権の弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、各協定債権者に対し、基準債権額の0.142％に相当する金員を弁済し、弁済時にその余の協定債権全額の免除を受ける。
4　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に払い込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。